

平成25年度 多賀城駅周辺土地区画整理事業
直接施行実施計画等策定業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

平成25年度多賀城駅周辺土地区画整理事業に伴う、直接施行実施計画等策定業務委託に関する公募型プロポーザルを下記のとおり実施する。

記

1 業務の目的

仙塩広域都市計画事業 多賀城駅周辺土地区画整理事業（以下「本事業」という。）において、一部の建築物等の移転等に係る地権者との協議が整わず、周辺公共施設及び宅地造成工事等本事業の進捗に、大きな支障をきたしている。本事業施行期間を考慮した場合、速やかに移転を完了させる必要があり、また協力地権者及び市民に対しては、速やかな事業完了により、良好な市街地形成と住環境の向上を図った事業効果を提供する必要がある。

これらのことより、土地区画整理法第77条に基づく直接施行について実施を検討するため、土地区画整理法上の根拠資料を整理するとともに、その実施の妥当性と想定される各種課題に係る検討を踏まえた実施計画書等を作成する業務について、受託者を選定するための企画提案を実施する。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名 平成25年度多賀城駅周辺土地区画整理事業 直接施行に係る実施計画策定等業務委託
- (2) 業務内容
業務内容については、別紙特記仕様書によるものとする。
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から平成26年3月31日まで
- (4) 提案額の上限
金10,836,000円（消費税含む。）

3 担当課

多賀城市建設部市街地整備課 担当：佐藤、武田

所在地：〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

TEL：022-368-1141（内線 485） FAX：022-368-9069

E-mail：eki@city.tagajo.miyagi.jp

4 スケジュール

スケジュールは、次のとおりとする。

公募案内の公表	平成25年11月14日（木）
参加申込書受付期間	平成25年11月14日（木）～平成25年11月20日（水）
質問受付期間	平成25年11月14日（木）～平成25年11月19日（火）
質問回答期間	平成25年11月14日（木）～平成25年11月20日（水）
参加資格審査結果通知	平成25年11月22日（金）
企画提案書等提出期間	平成25年11月22日（金）～平成25年12月 2日（月）
審査委員会・ヒアリング予定	平成25年12月 5日（木）～平成25年12月10日（火）
審査結果通知・公表予定	平成25年12月11日（水）～平成25年12月13日（金）

契約予定

平成25年12月25日（水）

5 実施要領等の配布

(1) 配布期間

平成25年11月14日（木）～平成25年11月20日（水）

(2) 配布場所

本市ホームページ内

(3) 説明会

実施しない。

(4) 関係書類

一式、本市ホームページに掲載しているもので、必要に応じ、ダウンロードすること。

6 参加資格要件

次の全ての要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25、26年度の多賀城市指名競争入札参加資格の承認を得ている者で、【土木関係建設コンサルタント業務・都市計画及び地方計画業務】に登録されているものであること。

(3) 宮城県内に本店又は請負契約締結について本店から受任された支店若しくは営業所を有している者であること。

(4) 以下に示すア及びイ業務について、平成15年度以降において受注し、完了した実績を各々1件以上有している者であること。

ア 土地区画整理法第77条に基づく直接施行に係る実施計画策定（実施方針策定、移転等に係る設計策定を含む）業務

イ 同実施支援（補助）業務

(5) 多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（平成15年多賀城市告示26号）に定める指名停止及び指名回避の期間中でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(8) 多賀城市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年多賀城市告示第116号）別表の措置要件のいずれにも該当しないこと。

(9) 単独企業での参加に限ること。

7 参加申込等

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加申込書等を提出すること。

参加申込を行った者に対しては、参加資格審査終了後、次により参加資格審査結果通知書を交付する。

なお、事項に記載する提出期間内に参加申込書等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本企画提案に参加することはできない。

(1) 提出期限

平成25年11月20日（水） 午後5時

(2) 提出書類

下記書類を提出期限までに、各必要部数提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 業務実績調書（様式2 任意様式でも提出可） 1部

※業務名、委託者、契約金額、履行期間、受注形態及び業務概要を記載し、その契約書の写しを添付すること。

(3) 提出方法

担当課まで持参又は郵送（提出期限日必着）提出

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成25年11月14日（木）から平成25年11月19日（火）午後5時まで

(2) 提出書式

様式第4号

(3) 提出方法

電子メールに限る。（メール送信後、その旨電話連絡をすること。）

(4) その他

回答は、随時、質問された者に対して電子メールにて回答する。

また、参加申込予定者に対しては、担当課にて、質問及び回答内容を公開する。

9 企画提案書等

(1) 提出期間

平成25年11月22日（金）から平成25年12月2日（月）

午前9時から午後5時までの間

(2) 提出方法

担当課まで持参提出すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（様式3-1～3-6）

イ 参考見積書（任意様式）

※提出書類については返却しない。

(4) 提出部数

ア 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

イ 参考見積書 1部

(5) 配置予定管理技術者の資格及び業務実績等

下記ア及びイを満たすものとする。

ア 配置予定管理技術者は、土地区画整理に関して実務経験10年以上で、土地区画整理士の資格を有するもの。

イ 配置予定管理技術者に必要とされる業務の実績

平成15年度以降において受注し完了した、国、地方自治体、地方住宅供給公社、土地開発公社又は独立行政法人において発注された下記(ア)及び(イ)の業務実績を有すること。

(ア) 土地区画整理法第77条に基づく直接施行に係る移転実施計画等策定業務

(イ) 同支援（補助）業務

なお、業務を担当した事実を示す書類（契約書及びテクリス又は業務計画書（配置予定技術者の氏名が記載されているもの）の写し）を添付すること。ただし、管理技術者としての実績であ

る必要はない。また、配置予定管理技術者に必要とされる上記の業務実績については、対象地域は問わない（全国の実績を認める。）。

(6) 配置予定担当技術者の業務の実績等

下記ア及びイを満たすものとする。

ア 土地区画整理士若しくは補償業務管理士の資格を有すること又は同等以上の知識及び技術を有すること。ただし、担当技術者の内1名以上は、土地区画整理士又は補償業務管理士の資格を有するものを配置することとする。

イ 配置予定担当技術者に必要とされる業務の実績

国、地方自治体、地方住宅供給公社、土地開発公社又は独立行政法人において平成15年以降発注された土地区画整理事業に関する計画、換地、測量等業務を完了した実績を有すること。

また、配置予定担当技術者に必要とされる上記の業務実績については、対象地域は問わない（全国の実績を認める。）。

なお、業務を担当した事実を示す書類（契約書及び業務計画書（配置予定技術者の氏名が記載されているもの）の写し）を添付すること。

(7) その他

提出期限後の企画提案書の追加・修正・差し替えは、認めない。ただし、審査に必要と認める場合には、市から資料の追加提出を求めることがある。

10 プロポーザルの実施方法

(1) 提案内容の評価

参加資格を有する提案者からの企画提案を審査委員会において公平かつ客観的に評価する。

(2) 審査委員会開催年月日

平成25年12月5日（木）から平成25年12月10日（火）までの期間に開催する。

審査委員会においてプレゼンテーション等の審査が必要と判断した場合は、別途通知する。

(3) 提案者は、提出された提案書の内容について、本市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。

11 受託候補者の決定

本企画提案の受託候補者は、次により決定する。

(1) 審査委員会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補者とする。

(2) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。

(3) 審査内容及び選定結果に対する問合せには、応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ても受け付けないものとする。

12 契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行う。

(1) 審査委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

また、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

(2) 契約書の作成

本市と受託者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払い条件

業務完了後、一括払いとする。

(4) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙「特記仕様書」に記載されている事項を基本とするが、本市と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

1 3 提案書の仕様（作成要領）

(1) 提出する書類の規格は、A4判片とじ・横書き・片面印刷とする。

(2) 業務の実施方針、業務フロー及び工程計画（様式3-5）は、「特記仕様書」の業務内容等を踏まえ、本業務に関する実施方針、業務フロー及び工程計画の概要を記載するものとする。

(3) 特定テーマ（様式3-6）は、現に居住のある住宅を含む建築物についての直接施行（移転等）に際し、居住者への負担を最小限にとどめ、周辺公共工事等との調整が取れた迅速な移転完了に向けた具体的な方針を、様式3-6別紙を参照の上、考えられる実務上・各種法令上の課題とそれらへの取組を明らかにした上で述べること。

文字サイズ10ポイント以上でA4判3～5枚程度にまとめるものとする。

(4) 作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

1 4 無効となる企画提案等

(1) 企画提案書作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(3) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(4) 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 審査委員会に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

(6) その他、審査の公平さに影響を与える行為があった場合

1 5 その他の留意事項等

(1) 本企画提案参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(3) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載されたいかなる内容の変更も認めない。また、企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休・死亡・退職等のやむを得ない事情のときは、本市の了解を得た上で、同等以上の者に変更することができる。

(4) 企画提案の提出を辞退する場合は、担当課宛てにその旨を記載した書面を提出すること。

(5) 提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において本市がこの事業に関し必要と認められる用途については、提案者は、その一部又は全部の無償使用について許可しなければならない。

(6) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。

企画提案評価基準

評価項目	評価の着眼点			判断基準	評価のウェイト		
（参加申込書の業務実績調書により判断） 企業評価	業務実績	業務実績 (参加申込書の業務実績調書により判断)		次の順位で評価する。 ①平成15年度以降、直接施行に関する移転実施計画等策定及び同支援（補助）業務について、それぞれ受注及び完了実績が5件以上ある。 ②平成15年度以降、直接施行に関する移転実施計画等策定及び同支援（補助）業務について、それぞれ受注及び完了実績が1件以上（5件未満）ある。 上記以外の場合は選定しない。	5	5	
						2	
	体制	業務履行体制 (提案書の業務実施組織表により判断)		次の順位で評価する。 ①多賀城市内に作業対応が可能な事務所を有する。 ②宮城県内に作業対応が可能な事務所を有する。 上記以外の場合は選定しない。	5	5	
						2	
配置予定技術者の評価	管理技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格等、その専門分野の内容	次の順位で評価する。 ①土地区画整理士及び補償業務管理士を有する。 ②土地区画整理士を有する。 上記以外の場合は選定しない。	5	
						2	
		専門技術力	業務執行技術力	業務実績の内容	次の順位で評価する。 ①直接施行に関する移転実施計画等策定及び同支援（補助）業務の合計実績数が5件以上である。（ただし、各々1件以上の業務実績を有すること。） ②直接施行に関する移転実施計画等策定及び同支援（補助）業務の実績がそれぞれ1件以上（5件未満）ある。 上記以外の場合は選定しない。	5	5
							2
	担当技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	次の順位で評価する。 ①担当技術者の内2名以上が土地区画整理士又は補償業務管理士の資格を有する。 ②担当技術者の内1名以上が土地区画整理士又は補償業務管理士の資格を有しその他の担当技術者は左記資格と同等以上の知識及び技術を有する。 上記以外の場合は選定しない。	5	5
							2
		専門技術力	業務執行技術力	業務実績の内容	次の順位で評価する。 ①担当技術者の内2名以上が直接施行に関する移転実施計画等策定及び同支援（補助）業務の実績がある。 ②過去10年間において国、地方公共団体等において発注された土地区画整理事業に関する計画、換地、測量等業務を完了した実績を有する。 上記以外の場合は選定しない。	5	5
							2
実施方針・実施フロー・工程表	業務理解度・実施手順			目的、条件、内容の理解度及び業務手順等の妥当性が高い場合に優位に評価する。	20		
特定テーマに対する技術提案	業務提案度 (特定テーマに対する的確性、実現性)			特定テーマに対する的確性、実現性が適切である場合に優位に評価する。	50		
参考見積り	業務コストの妥当性			提示した業務規模と大きく掛け離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合は特定しない。	数値化しない		

平成25年度
多賀城駅周辺土地区画整理事業 直接施行実施計画等策定業務 特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、多賀城市（以下「甲」という。）が委託する平成25年度多賀城駅周辺土地区画整理事業（以下「本事業」という。）に係る直接施行実施計画等策定業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 多賀城駅周辺土地区画整理事業において、一部の建築物等の移転等に係る地権者との協議が整わず、周辺公共施設及び宅地造成工事といった本事業の進捗に大きな支障をきたしている。

本業務は、当該物件について、直接施行に係る土地区画整理法上の根拠資料を整理するとともに、その実施に係るその他法令、実務上の妥当性等に関する検討を踏まえ、適正かつ迅速な移転完了に資する実施計画書等を作成することを目的とする。

(業務の期間)

第3条 本業務の実施期間は、契約締結日の翌日から平成26年3月31日までとする。

(業務の実施)

第4条 本業務の実施に当たっては、本仕様書、契約約款、土地区画整理法等関連法規及び宮城県土木部設計業務共通仕様書に基づき行うものとする。また、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と受託者（以下「乙」という。）が必要に応じ協議の上、対応するものとする。

(配置技術者の配置等)

第5条 本業務の実施に当たって、配置する技術者等の資格等については、下記のとおりとする。

(1) 配置予定管理技術者は、次のいずれにも該当する者とする。

ア 土地区画整理に関する実務経験が10年以上あり、土地区画整理士の資格を有すること。

イ 平成15年度以降において、国、地方自治体、地方住宅供給公社、土地開発公社又は独立行政法人において発注された、土地区画整理法第77条に基づく直接施行に係る「移転実施計画等策定業務」及び「同支援（補助）業務」に関して業務実績を有すること。

(2) 配置予定担当技術者は次のいずれにも該当するものとする。

ア 土地区画整理士若しくは補償業務管理士の資格を有すること又は同等以上の知識

及び技術を有すること。ただし、担当技術者の内1名以上は、土地区画整理士又は補償業務管理士の資格を有する者を配置するものとする。

イ 平成15年度以降において、国、地方自治体、地方住宅供給公社、土地開発公社又は独立行政法人において発注された、土地区画整理事業に関する計画、換地、測量等業務を完了した実績を有すること。

(契約内容の変更)

第6条 第2章に規定する業務内容を変更しようとする場合は、書面をもって協議し、承諾を得てから行うものとする。ただし、軽微な変更として取り扱う事項に関しては、変更契約を伴わないものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせること（以下この条において「再委託」という。）をしてはならないものとする。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙が、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（平成15年多賀城市告示第26号）に基づく指名停止措置を受けている者又は多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年多賀城市告示第116号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者に再委託をした場合は、甲は、乙に対して当該再委託に係る契約の解除を求めることができる。

3 前項の規定により再委託に係る契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(資料の貸与及び取扱い)

第8条 甲は、本業務実施に必要な図面、資料等を乙に貸与するものとする。乙は、貸与品の管理責任を明確にし、常に善良な管理を行わなければならない。

(報告及び打合せの義務)

第9条 乙は、甲と綿密に連絡を取り、必要に応じて進捗状況の報告や打合せを行うものとする。

2 乙は、その都度報告書又は打合せ記録簿を作成し、甲に提出するものとする。

(成果品の瑕疵)

第10条 業務完了後、乙の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い修正し、その他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第11条 本業務において使用し、又は作成した成果品は、全て甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。また、甲が成果品の編集等を行う場合、乙は著作権人格権を行使してはならない。

(特許権等の使用)

第12条 乙は、この契約の履行のため、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、業務上知り得た情報を甲の許可なく公表してはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、業務において、当該契約の履行に当たり「別記 個人情報取扱特記事項」により個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

(環境配慮事項)

第15条 乙は、甲が環境マネジメントシステムを運用し、地球環境保全に取り組んでいることから、委託の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行するものとする。

(暴力団等排除)

第16条 甲は、甲が発注する物品購入等における暴力団の排除等に取り組んでいることから、次に掲げる事項を実行するものとする。

- (1) 乙は、甲が発注する建設工事、建設関連業務及び物品調達等（以下「建設工事等」という。）において、当該契約の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察へ通報等を行うこと。
- (2) 乙は、前号により警察への通報等を行った場合には、速やかに建設工事等を所掌する課長等にその内容を書面により報告すること。
- (3) 乙は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、課長等と協議を行うこと。

第 2 章 業 務 内 容

(対象区域)

第17条 本業務の対象地域は、多賀城駅周辺土地区画整理事業地内（A=8.2ha）とする。

(別紙位置図参照)

(業務計画等)

第18条 本業務の実施に当たり、業務の目的及び内容を的確に把握し、業務計画を立案するとともに必要な準備を行うものとする。なお、乙は、甲に業務計画書を提出し、承認

を得るものとする。

(課題の整理分析)

第19条 本事業施行期間を考慮して速やかな移転等完了を図るため、土地区画整理法第77条に基づく直接施行の実施を検討する上での土地区画整理法上の根拠資料を整理するとともに、その実施の妥当性と想定される各種課題に関する検討を踏まえた実施計画書等を作成するものとする。

(業務項目)

第20条 本業務は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 直接施行準備その1

本作業は、土地区画整理法上の根拠資料を整理するものとする。なお、概ねの作業については、次のとおりとする。

- ア 実施準備打合せに関すること。
- イ 現在までの処分諸問題整理・検証に関すること。
- ウ 協議経過の諸問題整理・検討に関すること。
- エ 直接施行実施方針の整理・検討に関すること。
- オ 直接施行実施計画案の検討（移転工法案及び実施工程案検討を含む。）に関すること。

(2) 直接施行準備その2

本作業は、土地区画整理法第77条に基づく直接施行の実施を計画するためするものとする。なお、概ねの作業については次のとおりとする。

- ア 実施準備打合せに関すること。
- イ 直接施行実施計画書作成に関すること。
- ウ 直接施行実施要領作成に関すること。
- エ 直接施行実施工程表作成に関すること。
- オ 直接施行行動計画及び作業フロー作成に関すること。
- カ 直接施行実施に伴い法令及び実務上想定される問答集の作成に関すること。
- キ 直接施行実施に伴う法定図書・様式の作成に関すること。

(業務報告書の作成)

第21条 乙は、本業務における成果、資料、提案内容、協議内容等を整理し、経過が分かるよう取りまとめた報告書を甲に提出する。

(成果品)

第22条 本業務の成果品は、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 直接施行準備その1業務（各一式）

- ア 処分諸問題等整理に関する調書
- イ 協議経過諸問題等整理に関する調書
- ウ 直接施行実施方針書
- エ その他必要書類

(2) 直接施行準備その2業務（各一式）

- ア 直接施行実施計画書（移転等工法検討、費用算定、その他各種計画）
- イ 直接施行実施要領
- ウ 直接施行実施工程表
- エ 直接施行行動計画書
- オ 直接施行作業フロー図
- カ 直接施行想定問答集（非常事態等を想定した対応マニュアル含む）
- キ その他必要となる直接施行実施各種書式

(3) 打合せ協議（各一式）

- ア 打合せ議事録
- イ その他必要書類

2 前項の成果品については、業務データ（CD-R）についても同様に提出するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務(以下単に「業務」という。)の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用の禁止)

第4 乙は、多賀城市(以下「甲」という。)の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は書面による承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

第6 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損、紛失及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第7 乙は、業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を周知徹底しなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を処理するために、甲から貸与され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務が完了した場合又は使用する必要がなくなった場合は、直ちに甲に返還し、又は廃棄するとともに、別紙「個人情報返還・破棄届出書」を提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は書面による承諾があるときを除き、業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(実地調査)

第12 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第13 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第14 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

個人情報報返還・破棄届出書

年 月 日

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

住 所

名 称

代表者名

印

下記の契約に係る個人情報を
返 還
破 棄
しましたので届出します。

記

件 名	
契約締結年月日	年 月 日
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
個人情報の名称等	
個人情報の種類	
返却・破棄年月日	年 月 日
備 考	

平成25年度 多賀城駅周辺土地区画整理事業 直接施行実施計画等策定業務委託 位置図

